

職員への暴言・暴力等に対する当院の対応について

以下のような行為に対し、職員から注意・勧告などを行っても改善されない場合や緊急を要すると判断した場合には、診療をお断りすることや、「病院への出入り禁止」の通告を行うこと、「所轄警察への届出・通報」等、然るべき措置を講じることがあります。

診療を受ける患者さんの安全、並びに当院が開院以来大切にしてきた皆様とクリニック及び職員との信頼関係の維持、及び職員の労働環境の安全確保のためご理解ください。

- ◎ セクシュアル・ハラスメントや暴力行為（殴る・蹴る等）があるとき
- ◎ 大声を出す、暴言または脅迫的な言動（誹謗・威嚇・恫喝等を含む）があるとき
- ◎ 解決しがたい要求を繰り返し行う
- ◎ 建物設備等を故意に破損する
- ◎ 受診に必要な無い危険な物品を院内に持込む
- ◎ SNS などソーシャルネットワークを使い、暴言や虚偽の内容を拡散させる、
または当院の関係者に対する誹謗中傷等を行う行為
- ◎ 無視・長時間の居座りなどを含む迷惑行為
- ◎ 当院の規則、職員の指示に従わない
- ◎ その他院長が必要と判断したとき